

ヨシ群落保全基本計画（修正案） 新旧対照表

旧（現行）	新（改定案）
<p><u>琵琶湖の環境保全を図るためには、種々の動植物が活発に生息・生育する多様な生態系を積極的に維持する必要があります。</u></p> <p><u>とりわけ、湖辺に分布するヨシ群落は、<u>[追加]</u>生態系として微妙な均衡を保って維持され、水域から陸域への推移帯にあって、多様な働きをしており、湖沼の環境保全にとって大変重要な存在です。</u></p> <p><u>[追加]</u></p> <p><u>湖辺の自然景観、動植物の生息・生育環境等を包括的にとらえて、ヨシ群落を県民等と事業者および県が市町の協力も得て一体となって保全することにより、美しい琵琶湖を次代に引き継ぐことが大きな課題です。<u>[追加]</u></u></p> <p><u>そのため、ヨシ群落を守り、育て、活用し、「自然と人との理想的な共生関係を育む場づくり」を目指して、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、<u>[追加]</u>ヨシ群落の保全に関する基本的な事項をここに定めます。</u></p> <p><u>[追加]</u></p>	<p><u>[削除]</u></p> <p><u>琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域（以下「琵琶湖等」という。）に分布するヨシ群落は、種々の動植物から成る生態系として微妙な均衡を保って維持され、水域から陸域への推移帯にあって、多様な働きをしており、琵琶湖の環境保全にとって大変重要な存在です。</u></p> <p><u>また、人々がヨシ群落を利用することで豊かな自然と文化が守られている地域では、ヨシ群落を通じて自然と人間（文化）がお互いを活かしつながらあう生物文化多様性の豊かな地域が形成されています。さらに、琵琶湖や西の湖は水鳥の生息地に関するラムサール条約において賢明な利用（ワイズユース）をすることが求められる重要な生態系を有する湿地を含んでいます。</u></p> <p><u>美しい琵琶湖を次代に引き継ぐとともに、自然景観や動植物の生息・生育環境をはじめとするヨシ群落の恵みが、地域資源として安定的かつ持続的に供給されるためには、ヨシ群落を「自然と人との理想的な共生関係を育む場」ととらえ、県民等と事業者および県が市町の協力も得て一体となって、それぞれの地域特性を考慮しながら、守り、育て、活用することが大きな課題です。</u></p> <p><u>そのため<u>[削除]</u>に、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、10年間（令和3年度から12年度）におけるヨシ群落の保全に関する基本的な事項をここに定めます。</u></p> <p><u>なお、本計画は滋賀県基本構想（平成31年3月策定）や第五次滋賀県環境総合計画（平成31年3月策定、以下「環境総合計画」という。）を上位計画とする分野別計画として位置づけ、環境総合計画の目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目指すとともに、他の分野別計画との調和を図ります。</u></p>
<p>第1 ヨシ群落の保全のための基本的かつ総合的な方針に関する事項</p> <p>1 ヨシ群落の現状 <u>[追加]</u></p> <p><u>琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域（以下「琵琶湖等」という。）に分布するヨシ群落は、昭和30年代と比べて<u>[追加]</u>著しく減少しましたが、その主な原因は干拓、埋め立て、湖岸堤の整備等と言われています。<u>[追加]</u></u></p> <p><u>[追加]</u></p> <p><u>琵琶湖等のヨシ群落は、良好な状態で維持されている地域もありますが、まばらな状態で分布するなど必ずしも良好とはいえない状態のものもあります。<u>[追加]</u>県では、ヨシ群落の保全に努め、刈り取りや清掃等の適切な維持管理を行うとともに、平成22年度（2010年度）までにおよそ36ヘクタールを新たに造成しました。</u></p> <p>【 参考資料 】 資料-1 ヨシ群落の推移</p>	<p>第1 ヨシ群落の保全のための基本的かつ総合的な方針に関する事項</p> <p>1 ヨシ群落の現状と課題</p> <p><u>琵琶湖等に分布するヨシ群落は、昭和30年代と比べて一時期、著しく減少しました。その主な原因は干拓、埋め立て、湖岸堤の整備等と言われています。しかし、平成25年（2013年）段階で、ヨシ群落としての面積は、概ね昭和28年と同程度にまで回復しました。</u></p> <p><u>流域における様々な治水の取組の結果、洪水への対策は大きく進みましたが、気候変動による災害リスクが増大していることから、さらなる治水対策が必要とされています。一方で、ヨシは洪水などの攪乱に依存して群落を維持更新する水辺の先駆種であるため、洪水への対策が進んで攪乱が減少した結果、生育場所が減少したとも言われています。また、生活様式の変化によるヨシ製品の需要の減少等に伴い、人々による自然への働きかけも減少してきています。他方で、企業等の事業者やボランティアのヨシ群落保全に対する関心は高まり、様々な団体がヨシ群落の保全活動を行っています。</u></p> <p><u>琵琶湖等のヨシ群落は、良好な状態で維持されている地域もありますが、まばらな状態で分布するなど必ずしも良好とはいえない状態のものもあります。また、ヨシ群落の構成として、ヤナギが巨木化するなどして、面積比率が大きくなることでヨシの生育が阻害されていることや、侵略的外来水生植物が入り込み、駆除が困難になっていることなど、かつてのヨシ群落とは異なる姿となっている場所があります。県では、ヨシ群落の保全に努め、令和2年度（2020年度）までにおよそ47ヘクタールを新たに造成しました。また、刈り取りや清掃等の維持管理を行っていますが、依然としてこうした課題が残されている状況です。</u></p> <p>【 参考資料 】 資料-1 ヨシ群落の推移</p>

ヨシ群落保全基本計画（修正案） 新旧対照表

旧（現行）	新（改定案）
<p>資料-2 ヨシ群落造成事業 [追加]</p> <p>2 保全のための基本方針</p> <p>(1) 琵琶湖等の総合的な環境保全を図るためには、ヨシ群落を持つ自然 [追加] 景観の保全、生物多様性の保全、水産資源の保護、湖岸の浸食防止および湖辺の水質保全などの [追加] 働きを [追加] 最大限に活かすことが重要です。</p> <p>そのため、ヨシ群落の良好な状態を保全するとともに、ヨシ等の植栽や適切な刈取り等の維持管理の実施 [追加] を通じて、ヨシ群落の健全な育成を図ります。</p> <p>(2) また、ヨシ群落保全を進めるためには、<u>県民等や事業者とともにヨシ群落やヨシの持つ価値を共有すること</u>が重要です。</p> <p>そのためには、ヨシ群落やヨシを使用したイベントや体験学習、また刈取りヨシの新たな有効な利用について<u>県民等や事業者との協働によって進めることが望まれます。</u></p> <p>(3) [追加]</p> <p>これらの事業の実施に当たっては、ヨシ群落の持つ多様な機能との調和を図りながら、[追加] 琵琶湖等のヨシ群落に関する [追加] 各種の行政計画等と連携し、相乗的な保全効果を上げることが大切です。 [追加]</p> <p>【 参考資料 】 資料-3 ヨシ群落の機能</p> <p>3 保全区域の許可制度等の適正な運用</p> <p>保護地区、保全地域および普通地域におけるヨシ群落を保全するために、河川法、自然公園法、水産資源保護法その他の法令に基づく制度と整合を図りながら、条例第11条、第12条および第14条の規定に基づく許可制度等の適正な運用を図るとともに制度の広報に努めます。</p> <p>4 ヨシ群落保全区域の保全目標</p> <p>琵琶湖等におけるヨシ群落は、保護地区、保全地域および普通地域のそれぞれの地域区分に応じた適切な保</p>	<p>資料-2 ヨシ群落造成事業 資料-3 ヨシ群落保全活動団体</p> <p>2 保全のための基本方針</p> <p>(1) 琵琶湖等の総合的な環境保全を図るためには、ヨシ群落を持つ自然的・文化的景観の保全、生物多様性の保全、水産資源の保護、湖岸の浸食防止および湖辺の水質保全などの<u>多様な働きを地域の特性に応じて最大限に活かすことが重要です。</u></p> <p>そのため、ヨシ群落の良好な状態を保全するとともに、ヨシ等の植栽や適切な刈取り等の維持管理の実施 <u>および地域資源としての利用</u>を通じて、ヨシ群落の健全な育成を図ります。</p> <p>(2) [削除] ヨシ群落保全を進めるためには、<u>地域住民の意思を尊重しつつ、事業者やボランティア等との関わりによる取組を広げ、地域とともに保全活動を行っていくことが重要です。</u></p> <p>そのためには、ヨシ群落やヨシを使用したイベントや体験学習などを通じ、地域間の県民等をつなぐことが <u>必要です。</u></p> <p>(3) <u>ヨシ群落の主要な構成種であるヨシについて、「守る・育てる・活用する」の循環の構築により、持続的な取組を推進します。また、県内各地にはヨシと結びついた伝統行事があり、そうした伝統行事を継承することはヨシ群落を保全・利用することにもつながります。</u></p> <p><u>なお、事業の実施に当たっては、ヨシ群落の持つ多様な機能との調和を図りながら、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）といった琵琶湖等のヨシ群落に関する法令や各種の行政計画等と連携し、相乗的な保全効果を上げることが大切です。また、下記に規定する侵略的外来水生植物等の抽水植物は、条例第2条(定義)に規定する「ヨシ等」には含めず、保全の対象とはしません。</u></p> <p>1. 特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律(平成16年法律第78号) 第2条第1項に規定する<u>特定外来生物の個体</u></p> <p>2. ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）第27条第1項、第28条第1項に規定する<u>指定外来種の個体</u></p> <p>3. 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（平成27年3月26日環境省、農林水産省）に<u>掲載されている種（または種類）の個体</u></p> <p>【 参考資料 】 資料-4 ヨシを用いた伝統行事の事例 資料-5 ヨシ群落の機能</p> <p>4 保全区域の許可制度等の適正な運用</p> <p>保護地区、保全地域および普通地域におけるヨシ群落を保全するために、河川法、自然公園法、水産資源保護法その他の法令に基づく制度と整合を図りながら、条例第11条、第12条および第14条の規定に基づく許可制度等の適正な運用を図るとともに制度の広報に努めます。</p> <p>3 ヨシ群落保全区域の保全目標</p> <p>琵琶湖等におけるヨシ群落は、保護地区、保全地域および普通地域のそれぞれの地域区分に応じた適切な保</p>

ヨシ群落保全基本計画（修正案） 新旧対照表

旧（現行）	新（改定案）
<p>全のための措置を講じて、湖辺の代表的な生態系として保全を図り、<u>将来にわたりその多様な機能を発揮させる必要があります。</u></p> <p><u>また、このような多様な機能を有する健全なヨシ群落は、自然景観の構成要素としても重要です。</u></p> <p>そのため、琵琶湖等の〔追加〕景観の保全、生物の多様性の保全、水産資源の保護および湖岸の侵食防止などの観点から、ヨシ群落の存在が重要な地域を対象に、〔追加〕良好なヨシ群落が現存している場所においてはその状態を維持し、<u>失われた場所においては再生するとともに、地域の特性に応じた刈取りなどの維持管理〔追加〕を積極的に推進し、ヨシ群落の健全な育成を図ります。</u></p> <p>また、必要な調査を実施し、それを基に<u>保護地区、保全地域および普通地域について指定の見直し</u>をしていきます。</p> <p>(1) 保護地区（現状の良好な環境の維持）</p> <p>保護地区においては、現状の良好なヨシ群落の状態を維持し、湖辺の代表的な生態系と多様な生物相の保全を図ります。</p> <p>そのために、保護地区の生態特性に応じた適切な維持管理を実施します。</p> <p>(2) 保全地域（より良好な環境に向けた保全・再生）</p> <p>保全地域においては、ヨシ群落の保全状態を把握し、<u>ヨシ群落の連続性の確保を図りながら、より良好な状態に向けた保全を行うとともに、失われた場所においてはその原因を十分理解し再生を図ります。</u></p> <p>そのために、現状を十分把握した上で地域の特性に応じ、ヨシ等の植栽や適切な刈取り、清掃、ヨシの補植などの維持管理を実施します。</p> <p>(3) 普通地域（良好な環境を創出）</p> <p>普通地域においては、<u>小規模なヨシ群落がまばらな状態で分布している現状を踏まえ、その原因を十分理解し、良好で連続したヨシ群落の形成を図ります。</u></p> <p><u>そのために、現状を十分把握した上で、地域の特性に応じヨシ等の創出や刈取り、清掃、ヨシの補植などの維持管理を積極的に実施します。</u></p> <p>◆ 保全・再生・創出の定義 ◆</p> <p>保全：良好な自然環境が残っている場所において、その状態を維持する行為。</p> <p>再生：自然環境が損なわれた地域（ヨシなどが衰退または侵食傾向にある地域）において、底質の安定化を図り自然の復元能力をできるだけ活かして自然環境を取り戻す（ヨシ群落の姿を取り戻す）行為。</p> <p>創出：自然環境が失われた地域（ヨシなどがほとんど無くなっている地域）において、ヨシ帯の造成等により自然環境を復元する行為。</p> <p>【 参考資料 】</p> <p>資料-4 地域の特性に応じた維持管理計画の策定・地域地区区分の見直しの考え方</p> <p>資料-5 琵琶湖のヨシ群落の重要度</p> <p>資料-6 ヨシ群落と人との関わり</p> <p>資料-7 地域地区区分の見直し</p>	<p>全のための措置を講じて、湖辺の代表的な生態系として保全を図り、<u>ヨシ群落の多様な機能に基づき生み出される豊かな動植物などの自然の恵みが、地域の特性に応じて、安定的かつ持続的に供給されることが重要です。</u></p> <p>〔削除〕</p> <p>そのため、琵琶湖等の<u>自然的・文化的景観の保全、生物多様性の保全（希少種や遺伝的な特異性多様性も含む）、水産資源の保護および湖岸の侵食防止などの観点から、ヨシ群落の存在が重要な地域を対象に、ヨシ群落の質的な保全・再生を目指し、良好なヨシ群落が現存している場所においてはその状態を維持し、衰退した場所においては再生するとともに、地域の特性に応じた刈取りなどの維持管理および地域資源としての利用を積極的に推進し、ヨシ群落の健全な育成を図ります。</u></p> <p>また、必要な調査を実施し、それを基に<u>ヨシ群落の状態に応じて、保全の進め方</u>の見直しをしていきます。</p> <p>(1) 保護地区（現状の良好な環境の維持）</p> <p>保護地区においては、現状の良好なヨシ群落の状態を維持し、湖辺の代表的な生態系と多様な生物相の保全を図ります。</p> <p>そのために、保護地区の生態特性により配慮し、<u>ヨシの刈取りや清掃などの適切な維持管理を実施します。</u></p> <p>(2) 保全地域（県民等との協働を通じた保全・再生）</p> <p>保全地域においては、ヨシ群落の保全状態を把握し、<u>県民等との協働の広がりを意識した取組により、県民等による保全活動が行われるヨシ群落の拡大を図ります。</u></p> <p>そのために、現状を十分把握した上で地域の特性に応じ、ヨシ等の植栽や適切な刈取り、清掃、ヨシの補植などの維持管理を実施します。</p> <p>(3) 普通地域（地域の特性に応じた保全）</p> <p>普通地域においては、〔削除〕</p> <p>ヨシ群落の現状を十分把握した上で、地域の特性に応じヨシ等の創出や刈取り、清掃、ヨシの補植などの維持管理を積極的に実施します。</p> <p>◆ 保全・再生・創出の定義 ◆</p> <p>保全：良好な自然環境が残っている場所において、その状態を維持する行為。</p> <p>再生：自然環境が損なわれた地域（ヨシなどが衰退または侵食傾向にある地域）において、底質の安定化を図り自然の復元能力をできるだけ活かして自然環境を取り戻す（ヨシ群落の姿を取り戻す）行為。</p> <p>創出：自然環境が失われた地域（ヨシなどがほとんど無くなっている地域）において、ヨシ帯の造成等により自然環境を復元する行為。</p> <p>【 参考資料 】</p> <p>資料-6 地域の特性に応じた維持管理の考え方</p> <p>資料-7 琵琶湖のヨシ群落の重要度</p> <p>資料-8 ヨシ群落と人との関わり</p> <p>資料-9 保護地区等の設定要件と保全目標</p>

ヨシ群落保全基本計画（修正案） 新旧対照表

旧（現行）	新（改定案）
<p>第2 ヨシ群落の保全のための造成事業および維持管理事業に関する事項</p> <p>ヨシ群落保全区域の保全目標を達成するため、<u>造成事業によりヨシ群落を育てていくとともに、適切な維持管理を行い</u>、良好なヨシ群落として存続を図る必要があります。</p> <p>そのため、ヨシ群落の持つ多様な機能に十分に配慮しながら、積極的に以下の保全事業を実施し、ヨシ群落を守り、育てます。</p> <p>なお、事業は行政、地域・各種団体が協働して、取り組むことが望まれます。</p> <p>1 ヨシ群落造成事業</p> <p>ヨシ群落は、琵琶湖の自然景観の重要な要素であるとともに、生物の生息・生育の場、人々の安らぎの場など、様々な機能を有しています。しかし、湖岸の侵食や干拓、埋め立て <u>[追加]</u> などによりその規模が<u>減少</u>し、本来持つ様々な機能が損なわれています。</p> <p>このため、失われたヨシ等の再生、魚類の産卵繁殖の場の確保、自然的環境の復元などを目的とした事業を通じて、ヨシ群落が持つ多様な機能を再生させていくことが重要です。 <u>[追加]</u> なお、<u>造成事業</u>は、ヨシ群落の生育する環境 <u>[追加]</u> を十分理解し、地域特性に配慮し、自然の回復力をできるだけ活かした工法により<u>進め</u>、平成32年度までに、<u>おおむね20ヘクタールのヨシ群落の再生等 [追加]</u> に努めます。造成した<u>ヨシ帯</u>については、モニタリングを行い、ヨシを含む野生生物の生息・生育の場としての機能など、<u>ヨシ帯</u>本来が有する機能が十分発揮できているか科学的評価を行っていきます。</p> <p><u>また、ヨシ群落の再生にあたっては、昭和30年代の湖辺のヨシ群落の形状を目指します。</u></p> <p>【 参考資料 】</p> <p>資料-8 ヨシ群落再生目標設定の考え方</p> <p>資料-9 ヨシ群落再生手法</p> <p>2 ヨシ群落維持管理事業</p> <p>ヨシ群落は、地域ごとに生態特性や生育状況が様々な条件により成り立っています。また、ヨシ群落は、過去・現在にわたり、様々な人との関わりによって維持されてきました。</p> <p>このため、魚類の産卵繁殖の場や、鳥類をはじめ生物の生態特性や利活用などヨシ群落や地域の特性に応じて、その多様な機能 <u>[追加]</u> に十分に留意しながら、波の影響やごみの堆積 <u>[追加]</u> など、ヨシ群落の生育を阻害する要因を可能な限り除去することや、ヨシの刈り取り、清掃、火入れ、ヨシの補植などの維持管理、抽水植物 <u>[追加]</u> 環境を維持するためのヤナギやハンノキなどの剪定や伐採を時期や生物への配慮など、専門家の意見を聞きながら適切な形で行っていきます。</p> <p>具体的な地域ごとの維持管理については、<u>地域住民、関係団体、行政を含む関係機関、学識経験者などで構成される地域協議会を開催し、策定して</u>いきます。</p> <p>【 参考資料 】</p> <p>資料-10 地域維持管理計画の策定</p> <p>第3 ヨシ群落を活用した環境学習および自然観察に関する事項</p>	<p>第2 ヨシ群落の保全のための造成事業および維持管理事業に関する事項</p> <p>ヨシ群落保全区域の保全目標を達成するため、<u>適切な維持管理事業を重視して行うとともに、ヨシ群落の再生が期待される場所で造成事業を行うこと</u>により、良好なヨシ群落として存続を図る必要があります。</p> <p>そのため、ヨシ群落の持つ多様な機能に十分に配慮しながら、積極的に以下の保全事業を実施し、ヨシ群落を守り、育てます。</p> <p>なお、事業は行政、地域・各種団体が協働して、取り組むことが望まれます。</p> <p>1 ヨシ群落造成事業</p> <p>ヨシ群落は、琵琶湖の自然景観の重要な要素であるとともに、生物の生息・生育の場、人々の安らぎの場など、様々な機能を有しています。しかし、湖岸の侵食や干拓、埋め立て、<u>砂の供給の減少</u>などによりその規模が<u>縮小</u>し、本来持つ様々な機能が損なわれている<u>場所</u>があります。</p> <p>このため、失われたヨシ等の再生、魚類の産卵繁殖の場の確保、自然的環境の復元などを目的とした事業を通じて、ヨシ群落が持つ多様な機能を再生させていくことが重要です。<u>多様な機能を持たせるため、再生するヨシ群落の中には多様な環境が含まれるよう留意</u>します。また、造成時には、ヨシ群落の生育する環境と機能を十分理解し、地域特性に配慮し、自然の回復力をできるだけ活かした工法により <u>[削除]</u> <u>ヨシ群落の再生等</u>を行うことに努めます。造成した<u>ヨシ群落</u>については、モニタリングを行い、ヨシを含む野生生物の生息・生育の場としての機能など、<u>ヨシ群落</u>本来が有する機能が十分発揮できているか科学的評価を行っていきます。</p> <p><u>[削除]</u></p> <p>【 参考資料 】</p> <p>資料-10 ヨシ群落再生目標設定の考え方</p> <p>資料-11 ヨシ群落再生手法</p> <p>2 ヨシ群落維持管理事業</p> <p>ヨシ群落は、地域ごとに生態特性や生育状況が様々な条件により成り立っています。また、ヨシ群落は、過去・現在にわたり、様々な人との関わりによって維持されてきました。</p> <p>このため、魚類の産卵繁殖の場や、鳥類をはじめ生物の生態特性や人による利用・活用などヨシ群落や地域の特性に応じて、その多様な機能とそれを担保する群落内の環境の多様性に十分に留意しながら、波の影響やごみの堆積、<u>第1の2で規定する侵略的外来水生植物</u>など、ヨシ群落の生育を阻害する要因を可能な限り除去することや、ヨシの刈り取り、清掃、火入れ、ヨシの補植などの維持管理、抽水植物の<u>生育環境</u>を維持するためのヤナギやハンノキなどの剪定や伐採等について、<u>実施する</u>時期や生物への配慮など、専門家の意見を聞きながら適切な形で行っていきます。</p> <p>具体的な地域ごとの維持管理については、<u>地域の特性を活かしてヨシ群落の価値が高められるよう進めて</u>いきます。その際に、<u>地域住民の意思を尊重しながら、事業者やボランティア等との関わりにより持続的に活動</u>できるよう進めていきます。</p> <p>【 参考資料 】</p> <p>資料-12 地域の特性に応じた維持管理</p> <p>第3 ヨシ群落を活用した環境学習および自然観察に関する事項</p>

ヨシ群落保全基本計画（修正案） 新旧対照表

旧（現行）	新（改定案）
<p>環境への配慮を欠いた人間活動は、琵琶湖等の環境悪化をもたらすとの認識を深めるとともに、環境にやさし行動を心がけ、自然とのつきあい方を学習し、より良い生活環境の創造に向けて活動することが重要です。<u>[追加]</u>このため、環境問題に関する普及啓発や実践活動として、学校での環境教育や地域での環境学習など様々な取組がなされています。</p> <p>ヨシ群落は、その機能の多様性から、自然の営みや琵琶湖等が抱える環境問題、さらには、人間活動と琵琶湖等の<u>かかわり</u>について理解するうえで、身近でふさわしい対象であり、それらの活動を展開する場として重要です。</p> <p>そのため、ヨシ等の刈り取りなどの実践活動やヨシ群落と親しみやふれあいを深めることができるような自然観察会の実施、ヨシ群落の動植物観察施設などの整備を行い、ヨシ群落に関する知識や湖沼の生態系の保全 <u>[追加]</u>の必要性について普及啓発を図っていきます。 <u>[追加]</u></p>	<p>環境への配慮を欠いた人間活動は、琵琶湖等の環境悪化をもたらすとの認識を深めるとともに、環境にやさし行動を心がけ、自然とのつきあい方を学習し、より良い生活環境の創造に向けて活動することが重要です。<u>また、経済・社会活動の中で自然の恵みが適切に活用されるよう、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環を構築する必要があります。</u>このため、環境問題に関する普及啓発や実践活動として、学校での環境教育や地域での環境学習など様々な取組がなされています。</p> <p>ヨシ群落は、その機能の多様性から、自然の営みや琵琶湖等が抱える環境問題、さらには、人間活動と琵琶湖等の<u>関わり</u>について理解するうえで、身近でふさわしい対象であり、それらの活動を展開する場として重要です。</p> <p>そのため、ヨシ等の刈り取りなどの実践活動やヨシ群落と親しみやふれあいを深めることができるような自然観察会 <u>[削除]</u>を行い、ヨシ群落に関する知識や湖沼の生態系の保全と活用の必要性について普及啓発を図っていきます。特に子どもがヨシ群落と関わり、その恵みを学び感じる機会を設けることは、今後の地域のヨシ群落保全活動の担い手を育てる上で重要です。</p>
<p>これらの活動は、地域、各種団体、企業（事業所）、学校、行政などが協働し進めていくことが効果的です。</p> <p>【 参考資料 】 資料-11 ヨシ群落を活用した環境学習</p>	<p>これらの活動は、地域、各種団体、企業（事業所）、学校、行政などが協働し進めていくことが効果的です。</p> <p>【 参考資料 】 資料-13 ヨシ群落を活用した環境学習</p>
<p>第4 ヨシの有効な利用に関する事項</p> <p>ヨシ群落の保全を図る手段のひとつとして、刈り取りや火入れ等を行うことがありますが、保全事業の実施に際して発生する刈り取ったヨシ等について有効な利用、活用を図っていく必要があります。</p> <p>かつてヨシ群落とその刈り取りや火入れ、刈り取ったヨシ等の利用、活用は、一連の流れとして見事につながっており、ヨシはあらゆる生活の場で利用、活用され、それを生業とする産業が成り立っていました。</p> <p>生活様式の変化から、それらの大部分は失われ、また、他の代用品に置き換わっていきましたが、もう一度これらを見直して、これからの生活の中で活かしていくことも大切です。</p> <p><u>現在、すでに利用されている堆肥や紙等については、事業として成り立つような体制づくりや新たな付加価値を付けるなどの工夫が必要です。また、創作民芸品としてオリジナル性をもたせる工夫や生活用具としての新たな開発、吹きつけ材、合板などの材料や薬の原料など新たな利用・活用法を見いだしていくことも重要です。</u></p>	<p>第4 ヨシ等の有効な利用・活用に関する事項</p> <p>ヨシ群落の保全を図る手段のひとつとして、刈り取りや火入れ等を行うことがありますが、保全事業の実施に際して発生する刈り取ったヨシ等について有効な利用・活用を図っていく必要があります。</p> <p>かつてヨシ群落とその刈り取りや火入れ、刈り取ったヨシ等の利用・活用は、一連の流れとして見事につながっており、ヨシはあらゆる生活の場で利用・活用され、それを生業とする産業が成り立っていました。</p> <p>生活様式の変化から、それらの大部分は失われ、また、他の代用品に置き換わっていきましたが、もう一度これらを見直して、これからの生活の中で活かしていくことも大切です。</p> <p><u>[削除] 新たな利用・活用法を見いだしていくにあたっては持続可能な取組となることが重要です。また、剪定・伐採したヤナギやハンノキなどの利用・活用を進めることもヨシ群落の保全につながります。さらに、刈り取ったヨシやヤナギ等を長期的に利用・活用していくことは、植物内に蓄積した二酸化炭素の回収することにもなり、CO2ネットゼロに貢献します。</u></p>
<p>このため、これら新たな利用、活用法の情報収集、発信、 <u>[追加]</u>また調査・研究を進めていくことも大切になっています。</p> <p>【 参考資料 】 資料-12 <u>刈り取り</u>ヨシの利用・活用</p>	<p>このため、これら新たな利用・活用法の情報収集、発信、 <u>技術開発や支援、</u>また調査・研究を進めます。</p> <p>【 参考資料 】 資料-14 <u>刈り取った</u>ヨシ等の利用・活用</p>
<p>第5 保全事業の執行体制に関する事項</p> <p>琵琶湖等の総合的な環境保全に寄与するヨシ群落の保全については、県の積極的な取組はもとより、広く県民等が参加し、体験を通して、自然の営みを理解しながら取り組むことが大切です。</p> <p>このため、 <u>[追加]</u> 県民等と事業者および県が市町の協力も得て一体となって、総合的かつ効果的な保全事業が展開できるように、 <u>[追加]</u> 体制を発展させていくことが必要です。</p> <p>1 県等の体制</p>	<p>第5 保全事業の執行体制に関する事項</p> <p>琵琶湖等の総合的な環境保全に寄与するヨシ群落の保全については、県の積極的な取組はもとより、広く県民等が参加し、体験を通して、自然の営みを理解しながら取り組むことが大切です。</p> <p>このため、 <u>地域の信頼を得ながら、</u> 県民等と事業者および県が市町の協力も得て一体となって、総合的かつ効果的な保全事業が展開できるように、 <u>「つながる・支える・知らせる」の視点から</u>体制を発展させていくことが必要です。</p> <p>1 県等の体制</p>

ヨシ群落保全基本計画（修正案） 新旧対照表

旧（現行）	新（改定案）
<p><u>ヨシ群落の保全は、琵琶湖等の管理の一環として総合的かつ効果的に取り組む必要があるため、県や関係機関が参画した組織体制を整えていきます。</u></p> <p>2 地域の体制整備 ヨシ群落を保全するための取組は、県民等の深い理解のもとに地域に根ざした保全活動として発展していくことが望まれます。 そのために、住民一人ひとりとはもとより、地域の自治会 <u>[追加]</u> をはじめ各種団体、学校および事業者との協働により、環境学習、ヨシ等の刈取りなどの組織化された保全活動の展開に向けて取り組むことが望まれます。</p> <p><u>[追加]</u></p>	<p><u>県及び関係機関は、その実施する保全事業が保全目標に寄与するよう、相互の連携を深めていきます。</u></p> <p>2 地域の体制整備 ヨシ群落を保全するための取組は、県民等の深い理解のもとに地域に根ざした保全活動として発展していくことが望まれます。 そのために、住民一人ひとりとはもとより、地域の自治会、<u>まちづくり協議会、環境団体、河川愛護団体</u>をはじめ各種団体、学校および事業者との協働により、環境学習、ヨシ等の刈取りなどの組織化された保全活動の展開に向けて取り組むことが望まれます。 <u>近年、生活様式の変化によるヨシ製品の需要の減少等により地域の担い手が減少する中で、新たな参加者を加える、地域同士の交流を図る等が求められています。地域の信頼を得ながらその取組を支え、地域とともに保全事業を実施できる体制を整えていきます。</u></p>
<p>第6 その他ヨシ群落の保全に関する重要事項</p> <p>1 調査研究 <u>ヨシ群落の適正な保全を図るため、その分布状況や生育状況等を継続的に把握するとともに、ヨシ群落を生息の場として利用しているいきもののかかわりなど、生態系についても調査します。</u></p>	<p>第6 その他ヨシ群落の保全に関する重要事項</p> <p>1 調査研究 <u>ヨシ群落の分布や生育状況等を継続的に把握するとともに、ヨシ群落の適正な保全を図る上で必要となる、生態系や文化等に関わる調査研究および協働の方法等の検討を、地域や研究機関等と連携しながら進めていきます。</u></p>
<p>また、効果的な保全事業を推進するため、ヨシ等の植栽方法および刈取り手法等について、<u>調査、研究を行います。</u></p> <p>さらに、<u>刈取り、ヨシの利用、活用</u>については、循環型社会の構築の視点を考慮して調査研究を行っていきます。</p> <p>2 普及啓発 ヨシ群落の保全は、県民や湖国を訪れる人々の理解の下に定着してはじめて効果的な保全活動に発展するものであり、そうした保全のための地道な活動が琵琶湖の総合的な環境保全に通じることになります。 そのために、県民等が環境保全のための知識として理解するのみならず、具体的な行動に結びつくような普及啓発を図る必要があることから、<u>[追加]</u> 多くの県民等の参加が期待できるヨシ等を活用した体験型イベントの開催や各種広報媒体を積極的に活用した普及啓発事業を実施します。</p>	<p>また、効果的な保全事業を推進するため、ヨシ等の植栽方法および刈取り手法や維持管理による効果を可視化するための調査 <u>[削除]</u> 研究を行います。</p> <p>さらに、<u>刈り取ったヨシの利用・活用</u>については、循環型社会の構築の視点を考慮して調査研究を行っていきます。</p> <p>2 普及啓発 ヨシ群落の保全は、県民や湖国を訪れる人々の理解の下に定着してはじめて効果的な保全活動に発展するものであり、そうした保全のための地道な活動が琵琶湖の総合的な環境保全に通じることになります。 そのために、県民等が環境保全のための知識として理解するのみならず、具体的な行動に結びつくような普及啓発を図る必要があることから、琵琶湖博物館での展示や多くの県民等の参加が期待できるヨシ等を活用した体験型イベントの開催、<u>各種広報媒体を積極的に活用した普及啓発事業を実施します。</u></p>
<p><u>[追加]</u></p>	<p>3 <u>SDG s（持続可能な開発目標）とMLG s（マザーレイクゴールズ）</u> <u>滋賀県では、1970年代後半の石けん運動に代表される、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」を推し進め、「環境優先の理念」の下に取組を展開してきました。</u> <u>また、琵琶湖は、その営々とした自然の営みの中で、様々な人間活動を支え、私たちに限りない恩恵をもたらしてきたかけがえのない資産であるという認識のもと、条例を施行し、ヨシ群落の保全を進めるなど、「環境」は、持続可能な「経済」「社会」の基礎であると考え、環境保全に関する取組を進めてきました。</u> <u>こうした中、2015年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、このアジェンダのもとで「持続可能な開発目標（SDG s）」が掲げられました。SDG sでは、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17のゴール（目標）と169のターゲットが定められています。</u> <u>また、より多くの多様な主体が琵琶湖を守るための自発的、主体的な取組を通じてSDG sをより自分ごととして捉えられるよう、SDG sと地域・現場の取組との間におく目標がMLG sであり、13のゴールを定めてい</u></p>

ヨシ群落保全基本計画（修正案） 新旧対照表

旧（現行）	新（改定案）
資料編 [省略]	<p>ます。</p> <p><u>本計画を推進することは、MLG s のゴールの達成に貢献するものであると同時に、この取組を通じてSDG s のゴール・ターゲットの達成にも貢献します。</u></p> <p>【 参考資料 】</p> <p><u>資料-15 SDG s（持続可能な開発目標）</u></p> <p><u>資料-16 MLG s（マザーレイクゴールズ）</u></p> <p>資料編 [省略]</p>